

## 公立大学防災研究教育センター連携会議 規約

### (名称)

第1条 本会は、「公立大学防災研究教育センター連携会議（英語名：Disaster Research and Education Center Network of Public Universities in Japan 略称：DREC-NPU）（以下「本会」という。）」と称する。

### (目的)

第2条 全国の公立大学における防災・減災・復興等の研究、教育、地域連携に取り組む部局・センター等（以下「部局」という。）やこれらに携わる研究者による相互の包括的かつ持続的な連携と協働に基づき、多分野が融合した組織体制を形成して、多様な災害に対する防災・減災・復興に関する研究と教育を推進し、地域に密着した拠点形成・コミュニティ防災力の強化促進を通して、地域の安全と安心に貢献し、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 共同研究、防災・減災教育、人材交流、学术交流等の研究協力に関する事項
- (2) 地域振興に関する事項
- (3) 人材育成に関する事項
- (4) その他、運営会議で必要と認めて合意した事項

### (会員)

第4条 本会は、正会員及び準会員により構成する。

- 2 正会員は、公立大学の防災・減災・復興に関わる部局に所属し、本会の目的に賛同する研究者とする。正会員には、以下の二種を設ける。

個人会員：個人単位で本会に参加する研究者。

部局会員：部局単位で本会に参加する研究者。当該部局は、本会の活動に関わる部局会員を事前に届け出る。

- 3 準会員は、国立大学又は私立大学、その他の防災・減災・復興に関わる部局に所属する研究者、若しくは本会の目的に賛同する個人とする。

### (会員種別の変更)

- 4 正会員は、所定の書式による変更届を座長に提出し、個人会員又は部局会員としての登録を、運営会議の承認を得て変更できる。

### (入会)

第5条 前条に基づき会員になろうとする者は、所定の書式による申請書を座長に提出し、運営会議の承認を得て会員になることができる。

- 2 部局会員が、所属する部局の研究者を新たに会員として追加する場合は、所定の書式のうち、様式 2（研究教育活動）の提出を省略できる。

(退会)

第6条 会員は、退会届を座長に提出し、運営会議の承認を得て退会することができる。

- 2 会員が本会に不利益を生じさせる行為をした時は、運営会議の決議によって当該会員を退会させることができる。

(座長及び副座長)

第7条 本会に、座長及び副座長を置く。

- (1) 座長 1名
  - (2) 副座長 2名以内
- 2 座長及び副座長の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 座長及び副座長は、運営会議において正会員の中から選任する。
  - 4 座長は、本会を代表して会務を総括する。
  - 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理し、座長が欠けたときはその職務を代行する。

(運営会議)

第8条 本会に運営会議を置く。

- 2 運営会議は、第4条の正会員及び準会員を以て構成し、正会員の過半数の出席を以て成立し、正会員の出席者の半数の同意により決する。
- 3 運営会議は、原則として年2回開催し、座長が招集する。
- 4 運営会議の議長は、座長とする。座長がやむを得ず欠席の場合は、座長があらかじめ指名する副座長が議長を代行する。
- 5 運営会議は、次の事項について審議し、決議する。
  - (1) 会員の入会・退会に関する事項
  - (2) 座長・副座長の選任・解任に関する事項
  - (3) 規約等の制定・廃止及び改正に関する事項
  - (4) その他本会の活動に関する事項
- 6 運営会議において、準会員は意見を述べるることができる。

(経費負担)

第9条 第3条にかかる活動において経費の負担が必要になった場合は、運営会議で協議する。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、座長の所属する部局が担当する。
- 3 事務局は、運営会議の決定及び座長の指示に基づき、本会の運営に必要な事務を行う。
- 4 事務局を担当する部局は、会員の個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成1

- 5年法律第57号)並びにこれに関連する法令及びガイドラインに則って管理する。
- 5 事務局を担当する部局が交代する場合には、会員の個人情報を新たな事務局に引き継ぐものとする。

(その他)

第11条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は運営会議の議決を経て、座長が別に定める。

附則1 本規約は、2023年12月1日より施行する。

附則2 改正履歴

2023年12月1日(施行)

2025年3月6日(個人会員、部局会員の追加)